

資料 7

【案件 7】

◇鳥取空港－鳥取砂丘間乗合タクシ
ーの路線廃止について

平成 28 年 2 月 23 日

鳥取市生活交通会議

会長 谷本 圭志 様

鳥取市栄町 206 番地

鳥取ハイヤー協同組合

理事長 澤 耕司

鳥取空港－鳥取砂丘間乗合タクシー 路線廃止について

今般、下記のとおり鳥取空港－鳥取砂丘間の乗合タクシー運行を終了することとなりましたので、お取り計らいの程何卒よろしくお願ひいたします。

記

1. 運行事業者

日本交通(株)

鳥取市雲山 219 番地

代表取締役 澤 志郎

鳥取自動車(株)

鳥取市雲山 219 番地

代表取締役 澤 志郎

大森タクシー(株)

鳥取市南安長 1 丁目 2 番地 18

代表取締役 山田 富士男

旭タクシー(株)

鳥取市湖山町東 5 丁目 101 番地

代表取締役 池田 初

2. 運行を終了する事業

(1) 営業の種類 一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）※乗合タクシー

(2) 運行コース

空港発：

通常 鳥取空港～砂丘展望台（砂丘センター）～砂の美術館前～鳥取砂丘（砂丘会館）

迂回時 鳥取空港～鳥取砂丘（砂丘会館）

砂丘発：

鳥取砂丘（砂丘会館）～砂の美術館前～砂丘展望台（砂丘センター）～鳥取空港

(3) 運行を終了する理由

当該路線はこれまで鳥取県からの依頼を受けて運行しており、運行に係る費用を鳥取県からの補助でまかなっておりました。しかし平成 28 年度については県の予算がなく、運行を終了する旨連絡がございましたので、お諮りする次第です。

3. 事業又は路線の廃止

日本交通

一部区間の路線廃止

※運行終了に伴う廃止路線図（日本交通）参照

鳥取自動車

全区間の路線廃止

※運行終了に伴う廃止路線図（鳥取自動車）参照

大森タクシー

全区間の路線廃止

※運行終了に伴う廃止路線図（大森タクシー）参照

旭タクシー

一般乗合旅客自動車運送事業の休止（1年間）

※運行終了に伴う事業休止による休止路線図（旭タクシー）参照

以上

鳥取空港－鳥取砂丘間乗合タクシー 路線廃止

地域公共交通会議で協議の調うことが必要な事項、調うことで緩和される事項

- 路線の休廃止に伴う事業計画変更届の期限

中国運輸局長公示第 166 号（H13.12.27 付）11.に掲げる協議

○路線の休廃止に伴う事業計画変更届（道路運送法第 15 条の 2 第 1 項）について
地域公共交通会議で協議が調った事案

提出の期限が 6 カ月前 → 30 日前

(以下参考)

道路運送法第 15 条の 2 第 1 項

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、**路線**（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（**旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令**で定める場合にあっては、**その三十日前**）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 項

法第 15 条の 2 第 1 項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする

三 前二号に掲げる場合のほか、**旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めて予め公示する場合**

平成 13 年 12 月 27 日制定中国運輸局長公示第 166 号

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定に基づく旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する

11.当該路線の休止又は廃止について**地域公共交通会議**又は**道路運送法施行規則第 9 条第 2 項**に規定する**協議会**で**協議が調っているもの**

一般乗合旅客自動車運送事業 事業休止

地域公共交通会議で協議の調うことが必要な事項、調うことで緩和される事項

- ・事業の休廃止に伴う事業計画変更届の期限

中国運輸局長公示第 166 号 (H13.12.27 付) 11.に掲げる協議

○事業の休廃止に伴う事業計画変更届（道路運送法第 38 条第 2 項で準用する法第 15 条の 2 第 1 項）について

地域公共交通会議で協議が調った事案

提出の期限が 6 カ月前 → 30 日前

(以下参考)

道路運送法第 38 条第 2 項

路線定期運行を行なう一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない

道路運送法施行規則第 25 条第 2 項

(施行規則) 第 15 条の 4 から第 15 条の 11 までの規定は、法第 38 条第 2 項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。(以下略)

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 項

法第 15 条の 2 第 1 項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めて予め公示する場合

平成 13 年 12 月 27 日制定中国運輸局長公示第 166 号

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定に基づく旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する

11.当該路線の休止又は廃止について地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第 9 条第 2 項に規定する協議会で協議が調っているもの

運行終了に伴う廃止路線図

廃止路線
廃止停留所

凡例

廃止する路線③
起点：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110-5先
終点：鳥取市福部町海士318-1番地先
キロ程：10.4km

廃止する路線②
起点：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110-5先
終点：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目111先
キロ程：0.5km

廃止する路線①
起点：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110-5先
終点：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110-5先
キロ程：1.0km

廃止する路線⑤
起点：鳥取市福部町湯山2083先
終点：鳥取市福部町湯山2083先
キロ程：0.4km

廃止する路線⑥
起点：鳥取市福部町海士889-741番地先
終点：鳥取市福部町湯山12083先
キロ程：3.5km

廃止する路線④
起点：鳥取市福部町海士318-1番地先
終点：鳥取市福部町海士889-741番地先
キロ程：1.5km

